

令和7年4月1日より厚生労働省による入院時食事療養費改定が下記の通り行われます。
 ご理解とご了承いただきますようお願い申し上げます。
 また、ご不明な点等ございましたら医事課までお問い合わせください。

2025年（令和7年）4月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 改定されます

●入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額（1食あたり）	
		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	490円	→ 510円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・精神病床に1年以上超入院する患者	
		280円	→ 280円
●低所得者 (住民税非課税)	●低所得者Ⅱ (※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	
		230円	→ 240円
		過去1年間の入院期間が90日超	
		180円	→ 190円
該当なし	●低所得者Ⅰ (※2)	110円	→ 110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者
 ※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者
 ※1・※2に該当する方は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です。

※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は令和7年4月1日から**一般の方は300円**、市民税非課税世帯の方は上表の通りとなります。